

1 岩石等の採取に係る認可及び指導の 基準に関する要綱

昭和52年3月28日決 裁

昭和62年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

第1 目的

この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）及び埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）に基づく岩石、砂利及び土の採取計画の認可の基準及びこれらの採取等に関する指導の基準を定め、もって当該採取等に伴う災害及び環境の悪化を防止することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「岩石」とは、採石法第2条に規定する岩石をいう。
- 2 この要綱において「砂利」とは、粒径が0.074ミリメートル以上300ミリメートル以下の砂、砂利又は玉石を体積比において70パーセント以上（骨材として使用する場合にあっては、70パーセント未満とする。）含むものをいう。
- 3 この要綱において「土」とは、岩石、砂利及び鉱業法第3条に規定する鉱物以外の物で、土地を形成しているものをいう。

第3 採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等

岩石、砂利又は土の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準並びにその採取等の指導の基準については、別に定める。

第4 指導の基準

- 1 新規採取場の採取計画申請前の事前調整
新規採取場の採取計画申請に当たっては、事業者には、採取計画と地元市町村の基本構想、基本計画等議会の議を経た計画との整合性を図るよう指導するものとする。
- 2 採取計画認可前の行為の規制
採取計画の認可前においては、樹木の伐採、表土の除去その他土地の形状の変更を伴う行為を行わないように指導するものとする。
- 3 採取場等の災害防止施設
採取場又は集水池の災害防止施設については、次に掲げる基準に従い、指導するものとする。
(1) 採取場又は集水池の周囲には、3メートル以下の間隔で地上1.5メートル以上のくいを打ち、これに30センチメートル以下の間隔で鉄線又は有刺鉄線を張った

防護さくを設置し、作業時間外は出入口を閉鎖し、部外者の立ち入りを禁止すること。ただし、部外者が立ち入るおそれがないと認められる場所については、この限りでないこと。

(2) 採取場又は集水池の状況によっては、(1)にかかわらず、適切な防護さくを設置すること。

(3) 採取場又は集水池の周囲には、立ち入りを禁止する旨を平仮名で表示すること。

(4) 災害防止施設については、原則として、採取に着手する前に設置し、所轄環境管理事務所長の確認を受けること。

4 採取計画等の完全実施

採取計画に係る認可の申請は、当該認可申請前に認可された採取計画及び当該認可申請前に行われた知事の命令又は指導に係る事項を完全に実施した後に行うように指導するものとする。

5 岩石等の運搬

岩石、砂利又は土を運搬する車両の運行等については、次に掲げる基準に従い指導するものとする。

(1) 法定の最大積載量以上の岩石、砂利又は土を積載しないこと。

(2) 公道に土砂をまき出すことを防止するため必要な措置を講ずること。

(3) 通学路上の運行については、登校時間帯を避けて行うこと。

6 岩石、砂利又は土を採取した跡地については、緑化を行うように指導するものとする。ただし、具体的な跡地利用計画がある場合については、この限りでない。

附 則

この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。